

産業構造審議会 商務流通情報分科会 割賦販売小委員会 第13回 議事録

日時：平成27年6月25日（木曜日） 13時00分～15時00分

場所：経済産業省別館3階312会議室

○山本委員長　それでは、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会商務流通情報分科会割賦販売小委員会の第13回を開催いたします。皆様方におかれましては、ご多忙中のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

議事に進みます前に、委員、オブザーバーの出欠状況及び配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

○苗村商取引監督課長　それでは、まず委員、オブザーバーの方の出欠状況についてご連絡をさせていただきます。

本日は、丸山委員、渡辺委員、オブザーバーの島貫様、杉本様、万場様にご欠席と伺っております。

次に配付資料でございますが、お手元の資料の2枚目に配付資料の一覧がございます。資料1、2及び委員提出資料の1と2がございます。不足、乱丁等ございましたら、議事の途中でも結構ですので、事務局までお知らせいただければと存じます。

○山本委員長　それでは討議に入らせていただきます。

本日の議題は報告書（案）についてとなっております。まずは事務局から本小委員会の報告書（案）について説明の上、皆様にご議論いただきたく存じます。

では事務局からご説明をお願いいたします。

○苗村商取引監督課長　それでは、資料2、報告書（案）をご覧いただければと思います。サブタイトルは「クレジットカード取引システムの健全な発展を通じた消費者利益の向上に向けて」というふうにさせていただいております。

おめくりいただきまして、全体的な構成ですが、第1章でクレジット取引を巡る状況について整理をした上で、第2章で措置に対する考え方及び具体的な措置等について記載をさせていただいております。

それでは順次ご説明をさせていただきます。

まず「はじめに」のところ、3ページでございますが、こちらにつきましては昨年9月からの検討の経緯について記載をさせていただいております、その結果をとりまとめた

ものだということを書かせていただいております。

4 ページでございます。第 1 章のクレジット取引を巡る状況ということで、第 1 節の最初の二つのパラグラフにつきましては、法律の概要と 20 年の改正の内容、三つ目のパラグラフで総務省の政策評価における評価を書かせていただいております。一方でクレジット取引の利用環境については、本章 2 節で述べるような構造的な変化等が生じているということと、クレジットカード番号の適切な管理についても、大規模なクレジットカード番号の漏えい事案が引き続き発生しているというふうにさせていただきます。

第 2 節にまいります。まず 1. クレジットカード取引に関わる主体の多様化ということで、最初の二つのパラグラフでは現行の割販法の規定が書いてあります。4 ページの下から次のページにまいります。いわゆるイシューイングの機能とアクワイアリングの機能が分化していて、オフアス取引が一般化しているということを書かせていただいております。

そして、もう一つの(2)ですが、加盟店契約に関与する主体の多様化ということで、P S P の増加が指摘されているというようなこと、5 ページの図の下のほうにまいります。これまで加盟店契約を締結するクレジットカード会社の大半が発効業務をやっていたので、割販法に定める登録を受けていた。こうした規制を受けていることや、各社がイシューアールとアクワイアラー両者の立場を兼ねているという立場の互換性を背景として、自主的な取組を通じて悪質加盟店の排除がされてきたといわれているというふうにしておりますが、次のページにまいりまして、しかし、近年、アクワイアリングを専業とする者や P S P が増加しつつあるということで、こうした者たちについては経済的なインセンティブが働きづらい面があるということが指摘されているというふうにしております。また、P S P の中には、海外アクワイアラーを経由した取引によって販売業者にクレジットカード利用環境を提供する者があるとしております。すべてが悪質という整理には、これまでの議論を踏まえてしておりません。ただ、そうした者の中には悪質な者が混じっているということで考え方を整理しております。

続きまして 2. の消費者相談の動向でございますが、表にありますように、個別信用購入あっせんに関する相談・苦情が減少する一方で、クレジットカード取引に係る相談・苦情が増加傾向にあるということを書かせていただいております。ここ数年のマンスリークリア取引に係る消費者相談・苦情件数は増加傾向にあるというふうにしております。

これに対しまして、表の下でございますが、相談件数及び相談に係る契約金額の信用供

与全体に対する割合のいずれの面でも、マンスリークリア取引における相談発生割合は、包括信用購入あっせんや個別信用購入あっせんにおける発生率を大きく下回っているというを書かせていただいております。7ページでございますが、消費者相談・苦情の内容を見ると、販売方法や解約に係るものが大部分を占めているということを書いております。

「また、」のところは、クレジット協会による調査の中身を書いております。加盟店に起因する相談の3割以上が海外アクワイアラー経由であるということと、そのほとんどがマンスリークリアであるということを書かせていただいております。

さらに、その後のパラグラフで国民生活センターで追加的に行っていただいた調査について触れさせていただいております。点線の中にありますように、21年と26年を比較していただいたわけですが、あっせんを行った事案の割合は2割程度で大きな変化はないけれども、事案数は1.8倍弱に増加した。二つ目の丸にありますように、両年いずれの事案も、9割程度は「加盟店と結んだ契約についてトラブルとなっている事例」であったということ。

それから、相談内容を、ここに書いてございますようにAからEまでに分けて分析をしていただいたところ、次のページの上のポツにあります。A、これは違法な取引の可能性が高いという類型でございますが、平成21年の事例には見られなかったけれども、26年には若干見られたということ、それから、全体の構成比率を見ると、D、これはサクラサイトの疑いのある出会い系サイトですが、これがやや減少し、E、その他がやや増加したが、いずれにしてもAからCが5割以上を占めていたということ。それから、次の丸でありますように、そもそもアクワイアラーがどの事業者かわからないという例が多いわけですが、アクワイアラーが国内事業者であると合理的に推認された事例は全体の15%から20%ということを書かせていただいております。これを踏まえて、国内アクワイアラー経由の取引に比べて海外アクワイアラー経由の取引のほうがよりトラブルを生じやすいことがうかがえる一方、国内アクワイアラー経由の事案が一定規模存在しており、従前機能してきたとされる悪質加盟店の排除に係る自主的な取組が必ずしも十分機能しなくなりつつあることがうかがわれるというふうにしております。

次に(2)、相談・苦情の対応の状況でございますが、まず相談現場の声を書かせていただいております。イシューごとに苦情の対応に差が大きい。それから、アクワイアラー等に苦情を提供する仕組みが十分整理されていないため、苦情情報が悪質加盟店排除に

効果的に活用されていない等の指摘があるというふうにご紹介をしております。

続きまして、私ども事務局のほうで行わせていただきました状況調査について書かせていただいております。まず①でございますが、加盟店と消費者の間の紛議というのは両当事者間で解決すべきという考え方を原則とはしつつも、申立内容等から加盟店のほうに問題があることが推認されるようなものにつきましては、事案に応じ柔軟に、法令や会員規約の定めを超えて対応することが多いというふうにしております。

その下の手段のところは飛ばしていただきまして、8ページの一冊下の行からですが、この柔軟な対応については、事案の内容や各イシューの顧客サービスについての考え方等により差違があるというふうにしております。

②でございますが、アクワイアラーへの連携につきましては、国内アクワイアラー経由の取引については適宜に情報連携が行われている傾向である一方で、海外アクワイアラー経由の取引については、連携の手段が国際ブランドを通じたものに限られ、適宜に情報連携を行うことが難しいということを書かせていただいております。他方、相談現場からは、イシューの相談・苦情対応において、イシューからの説明や情報提供が不十分な場合があったというご指摘についても紹介をさせていただきます。

続きましてセキュリティ関係、第3節の番号漏えい、不正使用の状況ですが、最初のパラグラフで現行制度について触れた上で、近年、加盟店又は加盟店の委託先から大規模な番号漏えい事案が生じており、割販法にあります指導等が十分に機能していないおそれがあるというふうにさせていただきます。それから、「また、」のところに書いておりますが、不正使用対策についても、EMV、3Dセキュアをはじめとした対策の普及状況が十分でないという指摘があるということを書かせていただいております。実際に、ここに書いてございますように、カードの不正使用被害が26年には大幅な増加となったということをご紹介し、その中身としては番号盗用による被害が増加しているというふうにして書いておまして、ここまでで最近の環境変化に触れさせていただきます。

続きまして第2章でございますが、制度的・実務的な措置に係る考え方ということで、基本的な考え方といたしまして、10ページの上にありますように、クレジットカードが消費者に広く利用される取引インフラとして、現代社会において重要な機能を果たしているという紹介をさせていただいた上で、クレジットカード等を安全利用できる環境の整備は、利用拡大の前提条件を整備する上で必要不可欠であるというふうに書かせていただいております。

(2)ですが、相談・苦情の発生状況を見ますと、問題がある事案の大半が加盟店に起因するものだというので、まず加盟店自体の是正を図ることが必要であるということですが、そういうような相談・苦情に係る問題を未然に防止し、消費者がクレジットカードを安全に利用できる環境を整備する観点からは、こうした悪質な加盟店がクレジットカード取引を悪用できないようにすることが重要であるというふうにしております。

(3)でございますが、先ほどご紹介しておりますように、適正な取引環境維持への自主的な取組がなされていたということですが、海外アクワイアラーを経由した取引やPSPを経由した取引が増加するというので、従前の自主的な取組のみによっては取引環境の適正化の実効性を確保することが難しくなりつつあるというようなことを(3)で書いておまして、(4)ですが、他方で、事業者規制を課した場合の影響についても書かせていただいております。この負担につきましては、当該事業者の負担にとどまらず、結局、取引を利用する者が広く負担することとなることに留意が必要であるというようなことを書いておまして、その下に具体的にもう少し書いております。その上で、(5)の少し上ですが、具体的な規制の在り方を検討するに際しては、当該規制がこうした負担を正当化し得るものといえるかという点にも留意する必要があるということを書いております。

それから、(5)でございますが、こうした点に留意しつつ、ここに書いておりますような割販法の目的をより一層実現していくために、現実の取引実態に整合的で、かつ、クレジットカード取引システムの健全な発展に寄与するとともに、クレジットカード取引を利用する全ての消費者の利益に資する制度を志向すべきであるということを書かせていただいております。

第2節でございますが、まずオフアス取引の一般化ということで、最初のパラグラフでは、こうしたものを背景にしてイシューアラー・アクワイアラーがその機能に応じた責任を負担するという制度への構造的見直しが必要であるとしておまして、消費者への利用枠供与という機能につきましてはイシューアラー、加盟店に関するものについてはアクワイアラーということで整理をする。加盟店の調査についてはアクワイアラーに係る規定として位置づけるべきだということを書かせていただいております。

それから、12ページにまいりまして、なお書きのところは現行のアクワイアラーについて、カード番号の保護で立替払い取次ぎという概念を使っております。これについても再検討が必要であるというふうにしております。

(2)、いわゆるPSP等の位置付けということで、PSPについては、アクワイアラー

と同等の責任を求めるという考え方もあり得ないではないとしつつも、結論としては、P S P 単独でカード利用をできるわけではないので、アクワイアラーに加盟店との取引に係る規定を適用するという原則とする。他方で、P S P の存在が拡大し、実質的に加盟店の調査を行っている者もあることから、こうしたP S P を効果的に活用できるような制度上の位置付けを置くことが必要というふうにしております。

アクワイアラー等に係る規定の適用範囲ということで、ここにつきましてはご議論いただいたような内容をずっと書いておりますが、「そこで、」のところから書いてありますように、アクワイアラーが加盟店に対して審査をするというものについては、イシューと消費者との関係である支払い回数によって区別をするようなものではないということ、それから、後リボサービスのようなものがある中で、結果的にリボ払いになるというようなことになりますと、悪質な加盟店を適切に排除するという目的を達成するためには、こうしたものを含めて対応する必要があるということで、マンスリークリアと分割・リボを区別せずに制度設計を行うべきであるという考え方について書いております。

加盟店調査につきましては、初期審査と途上審査があるわけですが、これには一長一短があるということで、各社のノウハウを活用するという観点から、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせた調査体制を整備できるよう、双方を総合して一定水準を確保することを許容するという考え方をとるべきであるということで、組み合わせについては各社の強みを活かしつつも、総合として一定水準をちゃんと確保してもらおうという考え方をここに書かせていただいております。

それから、13ページの下でございますが、「悪質性」については、一律に定義することは困難であるとともに、明らかにすることによって脱法的な取引を招くおそれもあるということで、14ページの上にまいります。少なくとも違法又は違法の疑いが極めて強い取引については対応を求めることが必要である一方、加盟店の業種・業態、取引規模の動向や苦情の発生状況等に鑑み、アクワイアラー等が一定水準の確保に留意しつつ判断することを一定程度許容すべきであるというふうにしております。

それから海外経由の取引、(5)でございますが、ここについては、アクワイアラーが国内外いずれに立地するかによらず、国内の加盟店との取引を行う場合には、規定の適用対象とすべきというふうにしております。また、海外経由の取引については特にでございますが、まさに国際ブランドとの連携強化が必要であると思っておりますので、そういう趣旨のことについてもここに書かせていただいております。

(6)相談・苦情情報の活用でございます。相談・苦情情報を適切に活用することが必要であるとした上で、国内については一定の情報連携がなされているけれども、海外については、情報連携を受ける窓口がないため、情報連携が十分でないというふうにしておりまして、したがって、イシューからの情報連携を可能とすべきということに留意が必要だということと、委員からのご提案もありましたように、定量的な情報の活用も有益であると考えられるため、国民生活センターで収集しておられる相談・苦情情報の有効活用についても検討すべきというふうにしております。

続きましてマンスリークリア取引についての抗弁接続・苦情処理義務等のイシューへの措置ということで、まず(1)ですが、相談・苦情の内容を見ますと、大半が加盟店との取引に起因するということが、ふえているという事実は、消費者に対する一定の利用枠供与というイシューとの取引についての性質の変化によるものではなく、むしろ悪質加盟店の存在というものが原因というふうにしております。

それから、(2)でございますが、次のページにまいりまして、前回法改正との関係で申しますと、まず①にありますように、20年改正のときに議論がなされたような長期の支払猶予というような観点からの「同様の誘引性があるとは考えられない」ということで、こうした誘引性については現在のマンスリークリア取引についても認められない。

②で、こちらにも議論がありましたが、上記の誘引性とは別に、マンスリークリア取引の利便性といった新たな観点からマンスリークリアを分割・リボと同等に扱うべきという指摘もあった。そういうのをご紹介した上で、ただ、相談の発生率によれば、件数ベース及び金額ベースいずれの場合についても、大きな差があることが明らかで、法律で両者に一定の差を設けることについては、合理的な裏付けがあると考えられるというふうにしております。

(3)イシューに対する措置の妥当性ということではありますが、①にありますように、イシューは、個別の取引ごとに与信を行うわけではないのと、オフアスにつきましては、加盟店との取引関係も存在しないということで、こうした性質を踏まえれば、加盟店に起因する問題への対応として、イシューに対して加盟店にクレジットカード利用環境を提供する者という観点からの措置を課すことは不合理であるというふうにしております。

②で相談・苦情対応の差について書かせていただいておりますが、これにつきましては、まさに各社が柔軟に対応していることにより差が生じている面もあり、現段階においては、これを理由として法的措置を講ずる必要性があるとまでは言い難いというふうにしており

ます。

それから③でございますが、こちらはコスト面の話で、年会費無料のカードが多く存在し、手数料の支払いを求めているということで、採算が厳しい状況にあるというふうなことをご紹介しております。

それを受けまして、制度的な措置の要否ですが、マンスリークリアについては、まずもって悪質加盟店の適切な排除によってトラブルの未然防止を図ることが検討されるべきであるというふうにしております。マンスリークリア取引につきましては、先ほどご紹介したような理由から、少なくとも現時点において、マンスリークリア取引について抗弁接続の民事ルールの適用対象とすることは適切ではないというふうにしております。

苦情・相談対応について、強行法的に追加的な負担を求めるべきか、苦情処理義務のようなものを課すべきかということにつきましても、先ほどのイシューが加盟店にクレジットカードの利用環境を提供する者ではないこととか、こうした柔軟な対応をしていること、それから採算性は高いものとはいえないことからすると、イシューに対する追加的負担を正当化することは現段階においては困難であると考えられるというふうにしております。さらに、消費者が低コストで問題なくサービスを楽しんでいるところ、こうしたものについて利便性が後退することも考えられるというふうなことで書かせていただいております。

それから、次のパラグラフですが、加盟店調査に関する措置を、今回アクワイアラーについては支払回数・方法により分けないでやるということで、こうしたものの効果が期待されるのではないかということを書かせていただいております。こうしたものを考慮すると、マンスリークリア取引について抗弁接続や苦情処理義務といったイシューに係る制度的な措置を追加的に課すべき状況にはないと考えられるということにしておりまして、課すべき状況にはないということですが、状況が変われば、もちろん再度検討という余地はあるということを書かせていただいております。

それから、(5)各主体における取組の必要性。ここはかなり実体的には重要なところだと思っておりますが、制度的な措置を課すべきではないとしても、取引全体を適正化していく観点から、イシューが相談・苦情対応を円滑に遂行していくことや、アクワイアラーにおける加盟店調査においてイシューに寄せられる相談・苦情を効果的に活用することは重要であるというふうにしておりまして、そういうことを受けて、各事業者とかクレジットカード協会における相談・苦情対応の研修等の実務的な取組をより一層深めることが必要

というふうにしております。また、ここに書いておりますように、消費者、加盟店、各事業者、消費生活センター等の適切な役割分担により、相談・苦情がより円滑に行われるよう、関係機関・事業者等による定期的な情報交換、連携強化に向けた取組を進めるべきであるというふうにしておりまして、カード会社についても警戒している面があるということもありますし、消費者相談センターについても、カード会社の実態みたいなものをよく理解をしていただきたい、そういうものもありますので、こうしたところできっちり情報交換を進めることで、かなり実態が進むのではないかということで、あえてこういうことを書かせていただいております。

続きまして17ページでございます。第2款で具体的な措置ということで、先ほどの考え方に沿ったものですので飛ばしながらまいります。まずアクワイアラーにつきましては登録制を導入するというので、加盟店の取引については、マンスリークリア取引に係るものも含むということ、それから、登録要件については、国内に営業所を有する、加盟店調査の遂行に必要となる体制や、番号の適切管理体制、財政基盤等を求めることにしております。

それから、加盟店調査の実施に係る規定の新設ということで、加盟店との契約時に一定事項の確認を求めるといふことと、業務運営に関する措置として、委託先の管理とか、苦情対応、加盟店調査、こうしたものを求めていくことにしております。

(2)のP S Pに係る任意登録制の導入及び任意登録を受けた者が介在する取引に係る特例ということで、アクワイアラーと加盟店の間に介在し、加盟店契約の締結段階ないし履行段階に関与する主体のうち、一定の登録要件を満たす者は、登録を受けることができるというふうにしております。

済みません。若干補足をさせていただきますと、前回までの資料ですと「アクワイアラーの業務を代行」という言葉を使っておりましたが、委員の方々との意見交換等を踏まえまして、それではちょっと狭過ぎということで、「アクワイアラーの業務を代行」という言葉については、今申し上げたような言葉に差しかえさせていただきたいと思っております。

それから、18ページの黒ポツ、最初の三つにつきましては、アクワイアラーに準じたものをお願いするというのであります。その下ですが、登録を受けた者のみと取引を行うアクワイアラーについては、加盟店調査を遂行する体制等、登録要件を一部軽減することと、登録を受けた者が介在する取引については、当該登録を受けた者に加盟店調査の実施等を求めることとして、アクワイアラーについては行為規制の対象とならないとい

うふうにしております。

それから、(3)イシューアに係る規定の整理ということで、アクワイアラーを今度位置付けますので、イシューア機能のみに着目した概念を見直すということを行って制度を整理したいと思っています。「苦情の適切かつ迅速な処理」につきましても、加盟店に関する苦情については、イシューアがアクワイアラーに苦情を伝達し、伝達を受けたアクワイアラーが処理するというので整理をしたいと思っています。

それから、(4)の認定割賦販売協会につきましては、アクワイアラー、それから登録を受けたPSPに会員の資格を与えるとともに、加盟店情報交換制度にも参加していただくということが書いてあります。

(5)ですが、定量的な相談・苦情情報の活用に向けた事項ということで、国民生活センターが収集されている情報の有効活用を推進するため、制度的・実務的な課題を検討し、必要に応じて措置を講ずるというふうにしております。

国際ブランドにつきましては、加盟店の是正等の実務的な協力を求めるということで、制度的な措置については、必要に応じ、将来の検討課題というふうにさせていただいております。

3. マンスリークリア取引に係るイシューアへの措置については、講じないということですが、一方で、業界において研修等を通じて、ここに書いてあるような相談・苦情対応の向上を促すということと、関係機関・事業者等による連携強化を進めるというふうにしております。

続きましてセキュリティ関係にまいります。柱書きのところは、必ずしも法律だけでうまくいくものではなくて、そういう意味では実体的な取組を含めて進めていくことが必要ということを書いておりまして、柱書きの最後のところで「クレジット取引セキュリティ対策協議会」の取組についてもご紹介させていただいております。

1. のクレジットカード番号等の管理でございますが、少し飛ばしていただきまして、20ページの上から10行目あたりの「しかし、」のところを見ていただければと思いますが、先ほどご紹介したように加盟店又はその委託先から大規模な漏えい事案が生じているということ、それから、もう一つの大きな変化として、PSPの一部につきましてはアクワイアラーと機能が類似しているということと、クレジットカード取引自体を事業としているのですが、これは現状では「指導」を受ける立場にあるにとどまっているということがありますので、こうしたことを踏まえた制度整備が必要だということを書かせていただい

おります。

②のところでは「個人情報保護法」の動きについてご紹介をさせていただいております、こちらにつきましては国会審議中ですので、1本に絞れないわけですが、これを留意した制度設計が求められるということが書いてあります。

(2)のイシューアでございますが、イシューアについては、結論を申し上げますと、21ページにまいりまして、まさにこれにつきましては割販法として適切管理の措置をしっかりとやっていただくとか、登録要件になっているということも踏まえまして、「以上に鑑みれば、」というところを書いてありますが、個人情報保護法令改正の如何に関わらず維持されるべきだというふうにしております。

アクワイアラーにつきましては、今度登録が入ってまいりますので、これについては登録要件にするということと、適切管理については維持するということを書かせていただいております。

(4)のP S P及び加盟店でございますが、まず①の任意登録を受けたP S Pについては、イシューア、アクワイアラーと同様に、適切な管理措置と、登録拒否要件としての管理体制不備等の仕組みを導入すべきであるとしておりまして、アクワイアラー等に準じて管理の義務を負っていただく。

他方、②であります、無登録P S Pと加盟店につきましては、まず個人情報保護法のほうでクレジットカード番号等を単体で個人情報とする改正が行われた場合には、割販法上特段の措置を講ずる必要性が低いというふうにしております。そうした場合に、みずから義務がかかってくることで現行の割販法にありますイシューア及びアクワイアラーによる指導義務については削除すべきというふうにしております。

イにまいりまして、こちらはクレジットカード番号単体が個人情報とならなかった場合について書いてあります。一つの面からいいますと、近年漏えい事案が加盟店等から出ているものが多いということがありますが、その反面、事業者ごとに番号保有の規模とか状況が異なり得ることと、影響範囲が著しく広範となり得ることなどを考慮して、努力義務ということにしてはどうかということを書いております。この場合につきましても指導義務については削除するというふうにしております。

実務的な取組、(5)ですが、こちらにつきましてはクレジットカード番号の適切な管理についても、セキュリティ対策協議会における取組を更に継続すべきというふうにしております。

2.のクレジットカード不正使用対策ですが、こちらにつきましては多面的・重層的な

対策が必要だということと、下から4行目に書いてありますのは、不正利用のリスクは加盟店によって大きく異なる、技術的進展が著しいというようなことを踏まえて、法令上の義務付け等の措置は見送って、まずはセキュリティ対策協議会における取組を推進することが適切であるということとしておりますが、その上で、それでは十分ではないということになった場合には、必要に応じて、制度的措置の要否について検討するということとしております。

続きましてその他の事項でございますが、まず提携ローンにつきましては、ヒアリングをしていただきましたけれども、結論としては、「しかしながら、」のところに書いてありますように、中小企業も含めた個別信用購入あっせん業者が法令の規定を順守している中で、現段階で法律の規定を適用除外とする措置を要するほどの具体的な必要性は示されてはいないというふうにしております。今回は制度的な措置は行わずに、法令解釈の一層の明確化等の取組を検討・実施すべきであるということとしておりますが、これにつきましても、そういう取組では対応できないような必要性が示されて、トラブルの発生状況等に鑑みて規制内容が過剰と考えられる状況となった場合においては、必要に応じて制度的な措置の要否を再度検討するというふうにしております。

書面の電子化でございますが、これにつきましても同様に、今回は制度的な措置は行わないということですが、今後の取引実態とか、他法令における電子化の取扱いの見直し動向を注視して検討を継続するというふうにしております。

3.の特商法に関する法律と関係する事項ということで、相談・苦情の大半が加盟店に起因するものであるということがあります。加えて、海外のものにつきましては割販法による対応が難しいということで、加盟店の適正化とか、取引に際しての消費者の注意の向上については、別途の検討が必要となるというふうにしております。こうした点に対応するため、特商法における通信販売に係る必要な対応を行うとともに、同法の規定等を端緒とし、悪質な販売事業者に対する行政による効果的な法執行並びに業界による是正及び排除を推進することが期待されるというふうにしております。

特商法は、今、消費者委員会の専門調査会で検討が進んでおりまして、この辺につきましても昨日議論が行われたと承知しています。書きぶりについては若干、今後調整させていただく可能性がありますが、こういう形で書かせていただいております。

さらに、適用対象の見直し等、特商法に関する検討状況を踏まえ、必要な場合には割販法において見直しを行うよう、政府において検討を継続すべきであるというふうにしてお

りまして、これにつきましては指定権利制の話などを念頭に書いたものでございます。

4.でございます。関係機関との連携ということで、制度が整備された場合、それだけで済むわけではありませんので、これを効果的、効率的に運用するために、特商法との執行面での連携の更なる強化とか、国民生活センターにおいて収集している相談・苦情情報の有効活用等を推進すべきであるというふうにしております。それから、消費者教育とかクレジットカードの商品性の説明等の充実を通じて、オフアス取引を前提としたクレジットカード取引の構造やリスクについて、消費者の理解を得るための取組も必要であるというふうにしております。

最後に25ページですが、「おわりに」ということで、今書かせていただいたようなもの、提言に即して、政府において法的措置に向けた対応を推進することを強く要請するというふうにしております。ここに書いてありますように、カードが社会における取引インフラとして重要な機能を果たす中で、取引構造の変化とか、番号漏えいの事案に対応して、全ての消費者の利益に資するべく、クレジットカード取引に係る制度の抜本的な構造見直しを目指すものだというふうに位置付けております。具体的には、ここに書いてありますイシューングとアクワイアリングの二つの機能に再整理するというのが柱であります。そうしたものを含めて、全体について見直していくということでもあります。

これらの措置については、今回の考え方の根底にあるわけではありますが、クレジットカードを利用する全ての消費者の利益の向上とクレジットカード取引システムの健全な発展の更なる促進のため、消費者保護と経済合理性の均衡に配慮して構想したものであるというふうにさせていただきます。これらの措置を具体化するため、本小委員会は、政府に対し、この提言の趣旨を遵守した法技術的な検討、関係機関等と連携した制度の実効性向上及び適時適切な法の執行を行うことを求めるとともに、関係各者に対し、関係機関の連携強化や消費者教育の一層の充実といった制度措置にとどまらない広範な取組を望むものであるというふうにしております。

以上でございます。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ただいまご説明がありましたように、事務局において、これまでの12回のご審議を踏まえ報告書（案）を作成していただきましたので、以下、これにつきましてご議論をいただきたいと思っております。

それでは、ご意見がおありの方は挙手をお願いいたします。

それでは池本委員、お願いいたします。

○池本委員　委員提出資料1ということで、論点が多岐にわたりますので、先に細かいところ、アクワイアラーに対する規定の整備のこと、P S Pに対する規定の整備のことに絞って発言させていただきます。

まず、基本的にアクワイアラーについて登録制、加盟店調査義務を導入することには賛成ですし、その理由づけについても賛成するところです。(3)でちょっと触れておいたのですが、初期審査と途上審査を柔軟に組み合わせて調査体制を整備するという、基本的なその柔軟性を設けるということに反対するわけではないのですが、大事なことは、「各社の営業実態やノウハウに応じて」という言葉を誤解されると、今の実態のままでよいのだというふうに受けとめられては困る。むしろ「双方を総合して一定水準を確保することを許容する」という、一定水準が確保されなければいけないということが重要であるということです。その点が、この報告書の中でとなるのか、あるいは実際に改正条文を検討していただくときになるのか、わかりませんが、悪質加盟店を排除できるだけの一定水準の実効的な体制を整備することがきちんと盛り込まれるように工夫をしていただきたいという点が意見の第1であります。

それから、P S Pについて、これも任意登録制として、登録P S Pを利用した場合にはアクワイアラーの国内営業所の設置義務とか調査義務の一部が緩和されるという、その組立そのものについては基本的に賛成したいと思っております。ただ、これも(2)の第2段落で「補足すれば、」ということで触れておいたのですが、P S Pを利用して加盟店の取引を拡大するということは、まさにアクワイアラーの営業展開の政策であり、P S Pをいわず取引拡大の履行補助者の立場として使うということですから、その意味でも適正なP S Pを選択するに必要な体制の整備が必要なのだ。P S P選択の体制整備という言葉は触れてあるのですが、その意味づけについても一言触れておいていただいたほうが、より明確になるのではないかという点が2点目です。

(3)のところは、実はつい先日、消費生活相談員の勉強会でP S P、アクワイアラーの位置付けの議論をして、P S Pについて任意登録制を導入する予定ですよという話をしたところ、消費者庁で今やっている決済代行業者登録制を引き継ぐのですかというような、丁寧に読んでいけば誤解なのですが、現場の人はそのイメージがありますので、それとは違うものだ、ちゃんと法的な義務付けを伴う登録制だということを注書きか何かで入れておいていただいたほうが誤解を避けられるのではないかという点、これも1点です。

とりあえず以上申し上げます。

○山本委員長　それでは、さらにご意見をいただきたいと思います。

今の池本委員からのご指摘について、事務局から、報告書案を起案された立場で何か応答いただけることがありますか。

○苗村商取引監督課長　総合して一定水準を確保することが必要だということは、先ほどご説明した資料の13ページの下から15行目ぐらいですか、「双方を総合して一定水準を確保することを許容する」ということで書いたつもりです。当初、中間論点整理とかでは「裁量」ないしは「合理的な裁量」という言葉を使っていたのですが、我々はそういう意味で使ったのではないのですが、誤解される可能性もあるということで、そういう文言については報告書からは落としているという形にしておりまして、一定の水準をきっちり確保していただくということについては必要だと思っております。

それから、2点目のアクワイアラーによる適切なP S Pの活用ということではありますが、ここは若干迷いがありますのは、登録P S Pについては、基本的には登録要件を国が見た上で、ちゃんとやれる人ということで登録を受けているということでありまして、必ずしもアクワイアラーにP S Pが従属しているというような実態でもないと思っておりますので、管理的なものを書くのはどうかなという感じはします。

登録P S Pについては、そういう意味ではちゃんと体制整備をしてもらうということが前提ですし、無登録のP S Pについてはアクワイアラー自身に責任が残りますので、これを選定する以前の問題として、アクワイアラーは怪しい無登録P S Pを使えば自分で見なければいけない。無登録P S Pを使うことは制度的には当然オーケーなわけですが、そうした場合には、登録を受けていないにしても、ちゃんとやられるP S Pを選ぶというインセンティブが十分働くような仕組みになっているのではないかと思っております。

三つ目につきましては、ご指摘を踏まえて注釈をつけるなり、事務局のほうで検討させていただきたいと思います。

○山本委員長　ありがとうございます。

第1点につきましては、13ページを指摘されましたが、14ページのところでも「アクワイアラー等が一定水準の確保に留意しつつ」と明記されていますので、池本委員のご指摘は反映されているのかなと思います。ただし、その後の記述で、判断することを一定程度許容するの「一定程度」は、よく意味がわからないような感じもしますので、事務局で修文を後で検討していただければと思います。

2点目については、前にも議論がありました履行補助者という考え方では必ずしもないということで、そこは理解が違うのだろうというふうに思います。

ほかにご意見ございますか。

では興口専門委員、お願いいたします。

○興口専門委員 確認事項1点と、全体を通じて2点ほど述べさせていただければと思います。

確認事項は、17ページの1の(1)の二つ目の丸の二つ目の黒ポツで、加盟店調査の実施等に係る規定の新設の業務の運営に関する措置として、委託先の管理、苦情対応という委託先の管理のところにP S Pが入るかどうか、入らないと考えているのですが、入らないという理解でよろしいですねという確認が1点です。

あと2点述べさせていただきたいということですが、一つは、今回イシューとアクワイアラーを切り分けて、アクワイアラーに対して新たな登録制を導入する、あるいは加盟店調査等を求める規定を新たに設けるということにつきましては、実態を踏まえた見直しということでございますので、私どもとしてもやむを得ないと受けとめてはおります。ただ、もちろん悪質加盟店を排除するというについては鋭意取り組んでいきたいと考えておりますが、この見直しで、これまで包括信用購入あっせん事業者として真つ当なクレジットカード取引を行ってきた事業者に必要な以上の過度な負担を強いることにならないようにご配慮いただきたいというのが1点目です。

それから、もう一つは、この小委員会の場でも消費者の相談・苦情に関して私どもの業界の見解といたしますか、考え方と、その他の委員の方々の考え方とかなり相違が見られるというようなことがあったかと思いますが、私どもとしては、ここでいっている「消費者」というのは一見のお客様ということではなくて、私どもはカード取引をやっておりますので、カード会員ということで非常に長期にわたってお取引をさせていただく大切なお客様ということになります。そういう意味では、多くのカード会社さんは本来のカード会社の役割を超えて消費者対応をさせていただいていると理解しておりまして、それが、この報告書の中でも指摘されていますが、いつの間にかやって当たり前になって、やらないのはけしからんになって怒られているというようなことで、カード会社としてはどこまでやればいいのか、よくわからなくなって戸惑っているというのが正直なところではあります。

ただ、これについては我々業界にも非常に責任があると思っております、クレジットカードの仕組みであるとか、カード会社ができること、できないこと、特に、できないこ

とについては、なぜできないのかということについてきちっと説明してきたかということ、その説明が不十分だったがゆえに今までの小委員会でのやりとりがあったということですので、その辺につきましては反省をして、報告書でもご指摘いただいているように、消費者対応においてきちっとした連携がいろいろな機関と図れるように、さまざまな機会をとらえて意思の疎通が図れるように取り組んでいきたいと思っておりますし、私どもも研修等できちっと消費者対応についてみんなで学んでいきたいと思っております。

そのほかにも、この報告書の中で業界に求められる対応として加盟店情報交換制度の充実あるいは強化、セキュリティ、クレジットカードの不正使用対策等々、明記されておりますが、これらの点についても、既に着手しているものも多々ございますが、引き続ききちっと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

基本的には修文を求めるといふようなところはなかったと思いますが、ご質問がありましたね。そこをお願いします。

○苗村商取引監督課長　　最初の委託先の管理のところですが、そういう意味では法制的な詰めをした上でどう整理するかということだと思いますが、現行の包括信用購入あっせんについても委託先の管理、つまり自分の業務をアウトソースしたときには、そこをちゃんと見てくださいということが書いてあるので、それとの並びで書いたものでございます。加盟店の調査について、今回まさに特出ししてルールを設けるわけですから、それで足りるのか、それとも、そこではなくて委託先の管理で見える部分があるのかということについては、法制的な詰めによる部分がありますが、基本的には別のものではないかと思っております。

○山本委員長　　ほかにご発言はございますか。

それでは大谷委員。

○大谷委員　　私からも今回意見を提出させていただいております。委員提出資料2になりますが、今回の報告書、全体を通して、今回マンスリークリア取引にかかわる抗弁の接続であるとか苦情処理義務については制度的な措置は講じないという結論になっておりますので、それには基本的には反対させていただきたいと思っております。やはり消費者にとっては一番顔の見えるところはイシューアさんでありますので、イシューアに苦情を言ったときにきちんと苦情が伝達するのかということも含めて法整備をしていただきたいというのは消費者の願いでもありますし、今、悪質加盟店があることによって確かに相談はふえて

いるのだと思いますが、それをなくすためにもマンスリークリア取引にも消費者がきちんとイシューに対してお話ができる、そういった措置も必要であると思っておりますので、この2点については、今後も検討課題として挙げていただきたいですし、現状として実態を把握していただいた上で今後も注視していく必要性もあるのではないかと考えております。

あと、今回の報告書の中のアクワイアラーの登録制であるとかP S Pに対する任意の登録制については、基本的に私どもも賛成しております。ただ1点、アクワイアラーの登録要件のところになるのですが、17ページのアクワイアラーの登録要件の導入のところ、「必要となる体制」ということで、イシューから情報連携を受ける体制やP S Pを選択するに当たって必要となる体制等を含んでそういった体制を整えなさいということになっております。この中に、苦情が発生したときにイシューからアクワイアラーに苦情が伝達されるという仕組みはほかの場面でもうたっていていただいておりますが、消費者センターなどに寄せられた情報に対しても伝えられる仕組みというのを、できれば設けていただけないかなというのが要望であります。

あとは、委員提出資料の中には具体的にこういった修正をしていただけないかと書いてありますが、それは全体を通して、先ほど言った二つの意味合いですので、ここに追加してくれという気持ちではなくて、私ども消費者の願いを、将来的な課題であるとか、そういった文言を報告書の中に入れていただきたいという意味で申し上げます。以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

何か応答されるべき部分がございますか。

○苗村商取引監督課長　　基本的にそういう思いで我々も書いておりますが、もう少し書き込める部分がないかどうか、委員長とご相談しながら検討させていただきます。

1点、最後のイシューから連携を受ける体制というところにつきましては、法的な整理として消費生活センターというものを割販法のプレーヤーの中に位置付けるかどうかということからすると、ちょっと難しいのかなという面があります。ただ、関係者間の情報共有が進むということについては必要なことだと思っておりますし、それについては随所に書かせていただいておりますので、そのあたりでご理解をいただけるとありがたいと思います。制度的な部分については、若干難しいかなと思っております。

○山本委員長　　割販法でアクワイアラー、イシューの義務付けという形で行政機関等

との連携というものを書くのではなく、今回はそれ以外の連携を深めるというところで整理されているということで、実態が今後進むことを期待するというのがこの報告書のスタンスであるということです。また、将来の問題については、私はこの報告書ほど「現段階において」という言葉が頻出する文書は珍しいと思っております、もっとピシリと書けないものかと個人的には思っているのですが、もともと少数意見にも非常に配慮して書いているということです。まだ足りないということであれば考えますが、とりあえずそういう思いで書いているということをご理解いただければと思います。

小塚委員、お願いします。

○小塚委員　もともと申し上げたかったことは1点だけですが、最初に、池本先生が言われたことに触発されて用語の問題についてもコメントさせていただきたいと思っております。

用語の問題というのは、「任意登録制」という用語がそういうニュアンスをもつというのは、私もこのペーパーを拝見するまであまり考えていなかったのですが、もしそうだとすると、今回の報告書で提案しているのはいってみれば制度の選択的な適用なわけですね。登録をすればこういう効果がある、登録しなければこういうことということですので、「任意」というよりも「選択的」ということかなと思っております、もちろん、どういう言葉を使うかについては最後はお任せいたします。

私のコメントは、全体として非常によくまとめていただいて、現段階においてという留保がついているかどうかは別にして、よくまとめていただいたと思ひ、また、基本的に賛成するものですが、その上でということで、13ページあたりから14ページにかけて悪質加盟店の排除ということが何回か出てくるわけです。もちろん私も、今回の基本的なテーマが悪質加盟店に消費者がさらされないような環境をどうつくっていくかということであることはよくわかっていますし、それに反対するものではありませんが、他方で、制度をつくったり報告書に書けば魔法のように実現できるものでもないということも強調しておきたいと思うのです。加盟店とアクワイアラーの間は契約に基づいているものであり、排除といっても結局は契約の終了ということであり、契約上認められる形でなければ契約の終了はできない。もちろん、こういう法改正がなされれば、それに合わせて契約を変えていくべきでしょうけれども、それにはそれなりの時間がかかりますし、既存の契約をある日突然置きかえれば、それが例えば定型的な契約であれば、民法改正法案にいう定型約款を突然置きかえていいかというような問題にさえ発展しかねないので、報告書に書いていただく必要はないかもしれない、運用の問題かもしれませんが、時間をかけてよい方向にも

っていくということで進めていただければと思います。以上です。

○山本委員長　　ありがとうございました。

13ページも、下から2段目に「悪質加盟店を適切に排除する体制の構築」というような書き方ですが、全体を見てあまりストレートに書きすぎているところがあるようであれば、全体の書きぶりを今のご意見などを踏まえて更に検討させていただきたいと思います。

ほかにご意見ございますか。

最初のほうのご提言で、「選択的」という名称のほうがよろしいのではないかというご提案もありましたので、そのあたりも、ほかの委員の皆様でご意見等がございましたら、あわせてご発言いただければと思います。

それでは岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員　　私からは国際ブランドの書きぶりについて要望があります。資料の14ページ目の(5)の「また、」のところで、「アクワイアラー等に措置の遵守を求めるためには、国際ブランドとのより一層の連携強化が必要である」と、国際ブランドについてその重要性が書いてあるのですが、その割には、18ページ目から19ページ目の、「国際ブランドについて」のところですが、「更なる実態把握を継続し、必要に応じ、将来の検討課題とする」と、すごくふわっとした書きぶりになっているような印象を免れませんので、もう少しここを強くして、例えば「必要に応じ」を抜かして、「継続するとともに将来の検討課題とする」というふうに、もっとストレートに書くべきではないかと思います。

16ページ目の一番下のところで、事務局からもここは大切ですよということで、「関係機関・事業者等による定期的な情報交換等、連携強化に向けた取組」が重要だというご指摘がありましたが、これを行うときのかなめが国際ブランドですので、国際ブランドについてももっといろいろ行うべきだということをもう少し強く書いたほうが良いと思います。以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございました。

ほかにご意見ございますか。

池本委員、お願いします。

○池本委員　　報告書の8ページのところ、基本のトーンとしてイシューについては自主的な取組を前提とし、具体的な義務は課さないということがここでの議論の大勢ですので、そのことを前提に発言をしたいと思います。

7ページから8ページで国民生活センターが事案を4,000件を超えて一生懸命分析され

た傾向が紹介されています。ただ、7ページから8ページあたりで分析されているところが、私の理解では分析の最も大事なことが落ちているのではないかと。それは私の発言メモの3ページで囲みで入れておいたのですが、「C」に分類される相談、すなわち説明や表示と実際に提供されたものが異なるという、これについてイシューが解決にかかわる割合が全体的に低いのだ。このあたりにイシューとアクワイアラー間の情報共有というのが十分できていないのではないかと指摘があったと思います。これは具体的な数字で、この部分だけ2割前後に下がっているという指摘もあったと思います。そのことはぜひ触れておいていただきたい。それは今後の自主的取組のいわばポイントになる部分だろうと思いますので、触れておいていただくべきかと考えます。

それとの関係で、8ページの下、(2)の①の3行前、そこで事務局において調査をされた。その結果が①のところへ記述してあるのですが、会員規約に示されている考え方を原則とはしつつも、事案に応じ柔軟に、法令や規約を超えて対応することが多い。この部分が現行法を超えて事案ごとに柔軟な対応をしているという評価につながっているのだろうと思います。そして、ヒアリングでも出てきたところで、しっかり頑張っておられる多くの事業者はそうなのだろうと思います。が、相談の現場では、そういう形で積極的に自主的対応をしておられるところと、残念ながら現行法でもうこれ以上やる必要ないじゃないかといわれて、その部分が、確かに現行法では違法ではないけれども、顧客対応としては不十分で消費者には非常な不満として残っている事実があるわけです。

先ほど大谷委員からも出てきたのは、自主的対応の水準アップ、水準というか、頑張っているところへもっとやれという意味ではなくて、不十分なところの底上げを今後継続的にやっていただくということが前提で、それがあってこそ自主的対応によって今後取り組んでいただくということをぎりぎり承認できるわけで、その底上げを積極的にやっていくということが、実は後半のイシューに対する措置のところどうかええないのと、最後の「おわりに」のところでも、イシューの自主的対応をいわば底上げを促していくことや、そのフォローアップをするということが課題であるということ、これはぜひ触れていただく必要があるのではないかと考えます。これが第1点です。

それから、同じくイシューの情報共有ということに関連してもう1点、18ページの(4)のところ。認定割賦販売協会について、会員となることができるというところではイシュー、アクワイアラー、登録PSPがあるのですが、その下のポツで、情報の報告についてはアクワイアラー、登録PSPということで、マンスリークリアのイシュー

についてはここでは触れられていません。むしろ情報共有をきちんとやっていくということからすれば、加盟店情報交換制度を活用するというのが最も効率的な方法であるはずで、それを義務付けとしてどう入れるのかという議論があるかもしれませんが、仮にそうでないとしても、窓口を広げ、利用を積極的に促していくことはあってよいのではないか。そこが法的な義務付け抜きにやっていいのかという問題が出てくるだろうと思います。

実は前回もちょっと申し上げましたが、仮にマンスリークリア取引の 이슈ーについて具体的な行為義務とか体制整備義務という義務付けまでは入れないとしても、訓辞規定であっても、 이슈ーとアクワイアラー間の情報の共有に努めるという訓辞規定を入れておけば、それがこの制度設計の中に反映させることができるのではないか。

そういう意味でぎりぎりの修正事項として、自主的対応の底上げを促していくという点と、訓辞規定としても情報共有に努めるということを入れていただけないかということ、それから、情報交換制度に登録するということをアクワイアラー、P S Pだけではなくて、マンスリークリアの 이슈ーについても位置付けるべきではないかという点、以上の3点についてご検討いただきたいと思います。以上です。

○山本委員長　ほかにご発言はございますか。

それでは沢田委員。

○沢田委員　報告書のまとめ、大変お疲れさまでした。丁寧に検討していただいて、大変ありがたかったと思います。全体の方向性については全く異論はないところでございます。特に24ページの最後のところに、オフアス取引を前提とした構造やリスクについて、消費者の理解を得るための取組も必要と書いていただいたのは、非常にありがたいと思います。輿口専門委員からも今までの説明が不十分だった点について何か考えていただけるということで、ありがたいと思いました。

それに関連して、今、池本委員からご説明いただいた資料ですが、3ページ目の枠囲いのところ、相談内容「C」に分類される、説明や表示と実際に提供された商品・サービスが異なるケース、ここでもっと 이슈ーが解決にかかわるべきではないかというご意見で、自主的対応のポイントになるのではないかというご発言だったかと思うのですが、若干私は異論がございまして、むしろここが、先ほど輿口専門委員がおっしゃった言葉でいうと、カード会社としてできることとできないことの「できないこと」、限界のほうに当たるのが「C」の事例なのではないか。要するに商品・サービスの内容をカード会社が

実際に確かめるわけではないので、説明や表示とどれだけ違うかの確認はできない。説明と違うという消費者の申し出のみをもって悪質と決めつけることはカード会社にはできないということ、むしろちゃんと説明していただく必要があるのではないかとことです。自主的取組の底上げが必要だという池本委員のご指摘には賛同いたしますが、その対象がこれかということ、ちょっと違うという意見もちます。以上です。

○山本委員長　　どうもありがとうございます。

池本委員、何か反論がございますか。

○池本委員　　まず、自主的対応の不十分なところの底上げをするということで、頑張っておられるところを、さらに上乘せをせよと義務付けろとか、そういうことを要求しているのではないという点は理解していただけたのではないかと思います。

それから、「C」の点も、こういったトラブルについてもきちんと情報共有に努めなさいというのは、悪質業者だと判断した上で情報提供せよという意味では決してないわけです。例えばこういう苦情がきた、これについてはいかがですかと伝え、そうではない、販売店のほうで聞いた限りではこうこうこういう事情だという、まさにアクワイアラーに情報をパスして、また還元してということ自主的にやっただくことで、一定範囲消費者の納得も得られるでしょうし、これとこれについては通報する義務をかけるという義務付けの議論にしていけば、これを情報提供していないのはおかしい、そう判断すべきだという見きわめの議論が出ますが、自主的対応の底上げという意味では、決して過大な負担ではないと考えます。

○山本委員長　　そうですね。ここで問題になっているのは、ユーザーのクレームの当否についてイシューが判断するのではなくて、伝達するということである。そのあたりまでは、だんだん理解が収れんしてきています。その上で、池本委員も現段階では法的義務付けは根拠が薄いということはおっしゃいましたが、自主的規制の底上げで対応しようという場合に、報告書で、事細かく書くと、これは結構重い報告書ですので、自主的取り組みではなく、実質義務付けになってしまう面もあり、なかなか踏ん切りがつかないので、連携を深めてくださいというところでこの報告書はまとまっている。池本委員のご意見はわかりましたが、前回もたしかC事案についてはやりとりがありましたので、そこについては委員の意見が必ずしも収れんしていないというか、慎重な意見も有力でありますので、このような書きぶりに現段階ではなっているということをご理解いただきたいと思います。

ほかにご意見。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 池本委員から自主的な対応の底上げと、沢田委員もきちんとした説明というところをおっしゃってくれましたが、この委員会で議論されている最中ということもあるのか、今のところ多くのカード会社が、こちらからご連絡すると非常に柔軟に対応してくれています。相談現場としては助かっていますので、この委員会の終了後も現在のような柔軟な、前向きな対応を期待したいと思いますし、その意味で、何人かの委員の方がおっしゃっていましたが、16ページが一番下のパラグラフに消費者、加盟店、各事業者、消費生活センター等の適切な役割分担の下に、定期的な情報交換、連携強化に向けた取組を進めるべきであると書かれていまして、これをぜひ現実のものとして進めていただければと思っています。

v○山本委員長 ありがとうございます。

それでは二村委員。

○二村委員 まず、まとめていただいてありがとうございます、大変わかりやすい報告書で、感謝しております。

その上で2点ほど申し上げたいのですが、一つは結語の部分です。細かな言葉遣いにこだわるようですが、この報告書について、消費者保護と経済合理性の均衡に配慮しているという趣旨の書きぶりが出ているかと思うのですが、単純な経済合理性の議論ではないのだと理解しているのです。一つは、今回配慮したのは、山本委員長が「法律のひろば」にお書きになって、なるほどと、私も非常に感銘を受けたのですが、個別の消費者、つまり実際に被害に巻き込まれた個々の消費者の保護という問題と、全体の消費者が被害にいかにか巻き込まれないようにするかという観点、そのどこに軸足を置くかという問題があったのではなかろうか。あわせて、そもそもカード会社が問題なくサービスを提供して、その便益を受けられるということも大きな保護すべき対象であろう。それらを考慮して、バランスをとって制度を考えましょうということであって、消費者保護と経済合理性が二項対立のような議論をしたつもりは、私自身は全くないのです。ですから、ここは書きぶりとしては少し引かかるなという部分でございます。それが1点目。

次は、先ほど岩崎委員からも国際ブランドの件が出たのですが、私も国際ブランドをどのように見ていくのか、あるいはどのように今後とらえていくのかという問題は、まさに今回のいろいろな機能分化をしていく、その中の重要なプレーヤーの一つであるアクワイアラーあるいはPSPをきちっと法律の中に位置付けましょうということがあったと思う

のですが、ブランドもまた重要なプレーヤーであって、これを法規制の下に置くかどうかはまた別の議論として、政府として全くここを見ていません、把握していませんというのは、この制度について行政において責任を負っていくというときには欠けてしまうのではなかろうか。そういう意味合いで、今後の検討課題としてももう少し積極的なスタンスがあってもよろしいのではなかろうか。

さらには、今どんどんクレジットカードというものについては機能分化が進んでいて、クレジットカードの中でいうとアクセプタンス、どのお店で、だれが使えるかという問題と、それから、どのように計算処理、事務処理をしていくかというプロセッシングの問題、さらに清算、セツルメントというふうに機能がいろいろあるわけですが、これらがどんどん分化していつているわけです。今ようやく、既に久しいオフアスのところまでたどり着いたわけですが、実際の世界はどんどん前に進んでいつてしまっていますので、そこについても今後検討を重ねていかないとどんどんおくれしてしまうということがあるかと思えます。ですからその観点も、できましたらどこかに反映していただければ大変ありがたく存じます。

○山本委員長　それでは、そのあたりもさらに検討させていただきたいと思えます。どういうふう書き込めるか、具体的なご提言をいただけるとありがたいのですが、後日でも構いませんので、よろしくをお願いします。

それでは、沖田様、先ほどから手が挙がっておりまして、失礼いたしました。よろしくをお願いします。

○沖田オブザーバー　ありがとうございます。オブザーバーの立場から失礼いたします。

まず、全体としては実態を踏まえて非常によくまとめていただいております、業界の関係者の一人として感謝申し上げます。

そういった意味では、1点意見というか、お願いを申し上げたいのですが、今回PSP、いわゆる決済代行会社というところは任意登録という形の方向性になっているかと思えますが、。登録を受けた場合の法規制を避けるために、例えば取引量が非常に多い、本来登録が望ましい事業者が登録を行わないというケースも十分考えられるかなと思っております。そういう意味では、制度の趣旨が骨抜きにならないように、当然制度の中でインセンティブ、アクワイアラーさんの登録要件の一部軽減等々もあるという形になっているかと思えますが、最初に申し上げた正直者がばかを見ないような法整備とか法執行を、割販法もそうですし、特商法も含めて、そういう法整備、法執行をぜひお願いさせていただきた

いと思います。

○山本委員長　　どうもご指摘ありがとうございます。

このあたりは、最初はA案、それがB案ということで、審議会でもかなり大きな議論の転換があったところだったと思いますが、沖田様のご指摘はそこをさらに掘り下げろということで、制度の根幹にかかわるところですので、これもまた今回の措置を踏まえて将来の課題になる点のご指摘をいただいたかと思います。任意登録の場合はアクワイアラーに義務が残りますので、そこで今回はやっぺいこうというのが基本的なスキームということでご理解いただければと思います。

ほかにご発言ございますか。

それでは尾島委員、お願いいたします。

○尾島委員　　事務局におかれましては、おまとめいただきましてありがとうございます。従来の議論を踏まえたものだったと思います。

恐らくアクワイアラーについては皆さんそんなにご異論はなくて、イシューアについてどういうふうを考えるかという点に異論があるのかなと。さっき伺いましたが、イシューアについては、特にマンスリークリアの点について反対だというご意見がありまして、この点につきましては、今までやっていなかったアクワイアラーについての義務が新たに入るということもありますので、今後どういうふうに状況が変わっていくかということも見ながら検討していくというような形で、まとめられるのであればまとめていただくということも一つの手かなと考えました。

先ほどからイシューアのほうにつきましては、底上げとか、国際ブランドとの連携というようなことも出てまいりまして、今回は民事効については基本的に入れないということになっていると思いますが、民事効のかわりで、例えば最初のほうでかなり議論になっていましたが、チャージバックについてもイシューアがどのように考えるかということだろうと思うのですが、そういうのも含めて、もちろん、これは契約ルールですので、義務を課すというわけではないのですが、イシューアとしての検討の対象に入れていただくというようなことを背景にこのようなことになっている。だから今後検討の余地はあるかもしれないけれども、現段階においては必要ないのだというようなことでいかがかと思った次第です。

○山本委員長　　ほかに。

沢田委員、お願いいたします。

○沢田委員 現段階ではイシューに関しては法律では何も規定しないことになったというのに何の異論もないのですが、そうであればこそ、法律以外のところでもいろいろなアクションといますか、そういったことが必要になると思います。と申しますのは、先ほど沖田オブザーバーのご発言にもありましたように、登録制が任意、選択制だということで、登録を選択するようにインセンティブが働くようにするとか、イシューの対応で課題が残るところに底上げを図っていくということについては、尾島委員からご紹介のあったチャージバックをする、しない、といった対応も含めて、評価していくのは市場の役割だと思います。関係者が連携していくということももちろんですが、それに加えて、市場がよい対応をしているPSPやイシューを選んでいけるような環境をつくっていくことも、具体的にどうするというのは書けないと思いますが、そういうことが重要だということも一言入れていただけるといいかと思いました。

もう1点、ついでによろしいでしょうか。23ページの下のほう、3.特商法に関する部分ですが、加盟店そのものが悪いことをしているのであって、それに対して割賦販売法ができることは間接的にならざるを得ず、限界がある、特に海外に所在している悪質な加盟店に対しては打つ手がないというのはそのとおりだと思います。そうであればこそ特商法への期待は、直接的に悪質な販売事業者等に対して法執行ができるということだと思います。法執行にもいろいろなレベルがあると思いますが、警告を出すといったことも含めて特商法への期待は非常に高いです。一方で括弧の中、通信販売に係る必要な対応（アクワイアラー・PSPに関する情報を表示する等）といったことは、あまり望まないといえますか、先ほど課長からもご紹介があったように、昨日の消費者委員会の特商法専門調査会で若干議論され、本当に効果があるのか、消費者に対するメッセージ効果がどれだけあるのかという点に関して、あまりないと思うけれど入れておいてくれたほうがいいのかというご意見もありましたし、全くないのではないかというご意見もありました。さらに、通信販売事業者の立場からすると、なぜ海外の悪質事業者対策のために自分たちが重たい義務を負わなければならないのかといった疑問の声も当然ありました。なので、割賦販売小委員会から出すメッセージとしては、括弧内は削除していただいて、法執行を頑張っただけというところだけにさせていただけないかというお願いでございます。

今日は通信販売協会は参加されていないですけれども、同じご意見というふうに伺っております。以上です。

○山本委員長 では山田課長、お願いいたします。

○山田オブザーバー 昨日の消費者委員会の特定商取引法専門調査会において、事務局を支える消費者庁としてこの論点についてご説明をし、質疑対応した者からご説明をさせていただきたいと思います。

昨日、この論点に関しては、特商法としてどうするかということで議論を行いました。確かに沢田委員がおっしゃったとおり、沢田委員も昨日は参考人としてご参加いただきまして、効果が薄いのではないかとか、中小零細のところには負担になりますというお話をご紹介いただきました。それから、楽天もたしか参考人として出席されておりまして、登録制そのものの中身とか、そういうのもよくわからないねというご発言もございました。

これは特商法と割販法でボタンを1個1個かけていくような話ですので、中身がわからないというのは今後の法制的な議論などで詰まっていけばわかるということでございますが、一方、表示を求める立場からのご意見もございまして、クレジットカード取引でネットで買い物をしたときに、明細書ではP S Pの名前などが突然出てきて、自分はクレジットカード取引をインターネット通販でやっているのに、どういうところから請求がくるのかもわからないので、消費者として安心してクレジットカード取引をするためにはそれは知っておきたいというお話でございまして、インターネットでトラブルがあったときに、恐らく苦情はイシューアーのところに行くのだと思いますが、イシューアーが、インターネット上、アクワイアラー、P S Pが表示されていないと国際ブランド経由での苦情ということになって、それだけだと迅速な対応は厳しいのではないかとというようなことが、主に消費者側の委員からご発言がございまして、これは継続して議論するということになりました。

そういう経緯を踏まえれば、私としてはこの委員会が特商法に対して期待をすること自体は極めて自然なことだと思いますし、括弧内を削除しろと言われても、括弧内しか玉はないわけですので、これを削除されるのは非常に辛いなということで、どうするかは引き続き特商法のほうで議論させていただければと思っております。以上です。

○山本委員長 今、沢田委員、山田課長からご発言があった件は、最初の事務局の説明でも、ここはなお検討するというコメントがあったところです。もちろん、今日議論が収れんしなければ引き続き表現につき調整いたしますが、差し支えなければ、この場で決めていただくのが一番いいかと思っておりますので、この関連でご発言があればよろしく願います。

では二村委員。

○二村委員　私は、この例示を残していただくべきだと思っております。それはどうい
うことかといいますと、もちろん消費者に対する効果という面で薄いのではないかという
疑念はあると思います。現時点における特商法の表示ですら読んでいない消費者の方は多
数いらっしゃるわけで、それを、表示をしても効果が薄いのではないか、中小の事業者に
とって負荷がかかる、だから特商法の表示をやるべきでないという議論にはいかないのと
同じで、少なくとも表示によってプラスがある部分が期待できるのであればやるべきでは
ないか。

期待できる効果として、先ほど山田課長からご紹介いただいたような意見ももちろんあ
るでしょうし、沢田委員ご自身がマーケットの力によってセレクションをしていくのだ。
そのセレクションをどうやってやるのかというときに、どこがP S Pで入っていますか、
どこがアクワイアラーで入っていますかというのがわからずにどうやってセレクションを
やるのでしょうか。消費者の方がセレクションをするときに、表示があればそれが達成で
きる、少なくとも一助になるのではないか。

さらには、海外のアクワイアラーが全く登録を受けていないP S Pを介して日本国内の
マーチャントと加盟店契約を結んでいたというようなケースがあるときに、表示があれば
少なくともぱんとわかる。それを更にごまかす虚偽表示をやっているというのであれば、
これは特商法上、大問題だ。こういうふうになってくるほうが、よりよい制度設計ではな
いかと思います。そういう観点から、私はここは削除すべきではない。少なくともこの委
員会のアクワイアラー・P S Pの制度を構築する、その点について提言をする際には、こ
こは非常に重要なポイントだと思っております。

○山本委員長　ありがとうございます。

それでは池本委員、お願いします。

○池本委員　今の二村委員と基本的には同じ方向です。私、特商法の調査会とこちらと
両方へ出ている立場で、ここでの議論と向こうでの議論と、両方混ぜて申し上げたいと思
います。

まず、割賦販売法での対応でいうと、アクワイアラーやP S Pについて登録制、加盟店
調査義務をかけて悪質加盟店を排除しようということで、非常に厳しい法的措置を組み立
てるということで議論してきたのですが、海外アクワイアラーといっても、日本語を使っ
たサイトで、日本の国内の消費者に向けて宣伝し、契約をとっている、それが一般の消費
者が、加盟店調査を受けているルートなのか、そうでないのかもわからないというところ

で、アクワイアラー・P S Pの登録情報を表示する。もちろんそのことをちゃんと消費者に啓発しなければ意味はありませんが、それを入れることによって消費者自身もチェックできるという意味がまず一つあります。そうすることによって、クレジット業界でのこの取組が海外サイト業者、海外アクワイアラーの部分だけ全く手つかずになるという事態は回避できるということ、それが1点。

それから、海外サイト業者なんか特商法で規制したって具体的に対処できないではないかという意見も実は特商法の調査会で出ました。しかし、そうではないのです。つまり、消費者庁が少し前に現に処分した例もあるのですが、例えばサイト業者で連絡先をきちんと表示していない業者については直接の執行はできないように見えますが、それについても、例えば公示送達をして処分をする。しかし所在はわからないが、プロバイダーへ通報して、これは特商法上処分した業者だから削除願いたいという働きかけをして削除してもらおう、そういうルートもある。だとすると、海外業者だとしても表示義務をきちんと定めておけば、それに違反するということの一つの重要な手がかりとして、法執行の分野でも活用できる可能性がある。ということも、たしか昨日議論があったと思います。その意味では、特商法上の措置と割販法の措置ですき間があかないようにするという効果があるのではないかと思います。以上です。

○山本委員長　　沢田委員、お願いします。

○沢田委員　　新しく義務を追加しなくても、現行法でできることがあります。悪質な海外サイトはアクワイアラー・P S Pに関する情報の表示義務をかけてその違反を問わなくても、現行法上でも表示義務違反がいろいろあるので、それに対する執行をまず考えていただくことが基本とっております。

二村委員ご指摘の、アクワイアラー・P S Pに関する情報表示は消費者の選択の面でプラスになるというのは全くそのとおりだと思います。通販事業者は消費者からどう見えるかをとても気にしますから、これを書いてあることによって消費者が安心して取引に入れる、自分のお店で買ってくれるという確証が得られれば、喜んで表示すると思います。ですが、それは義務付けとは違う話です。真面目な事業者は自主的に表示すればいいと思います。お客さんが自分のカード明細と一致するとして安心することもあるし、少し知識のある消費者であれば、きちんとした加盟店審査を受けていることが信頼のあかしだというふうに働けばいいなと私も思います。ですので、表示を奨励することに関しては全く反対しませんが、義務付けるというのはちょっと話が違うとっております。以上です。

○山本委員長　小塚委員、お願いします。

○小塚委員　この括弧書きがあることに伴う違和感と、同時に、括弧書きの意味もわかるという、中間的なことで申しわけないのですが、まず違和感から申し上げますと、このポイントは、基本的に消費者被害が起こっているのは加盟店との間のもとになっている取引だということです。もとになっている取引のほうをきれいにさせていただくことが大事ですという話をされていて、そのために、例えば通信販売であれば通信販売に関する特商法の規制をきちんとしてくださいということなので、その中でその通信販売業者がどういうアクワイアラー・PSPを使っているかということがポイントかと言われると、かなり周辺的な問題であるような気はするのです。何よりもポイントは、例えば画面に出ている画像と商品が合っているとか、サービスであれば約束されていることがそのとおりきちんと提供されるかという話であって、どこのクレジットカード会社と取り引きしているかということが消費者にとって選択の中心的な部分かということ、そうではない。という意味で、ここの記述で、第1段落で「相談・苦情の大半は加盟店に起因するものである」と書き、第2段落で「このような点に対応するため」と書いた上で括弧書きで「例えば」と書かれると、ちょっと違和感があるというのは、私もそう感じますし、沢田さんのおっしゃるのは恐らくそういうことであろうと思うのです。

ただ、他方で先ほど二村先生がおっしゃったこともわかるのでして、当委員会がかかわる部分において何か特商法の関係で言えるとするところの話しかないということです。そういう意味でいうと、折衷的なことを申し上げて大変恐縮ですが、必要な対応の括弧書きというこの書き方を一旦外していただいて、必要な対応というのは恐らく特商法のほうで多々ご議論になっていると思いますので、例えばこの段落の末尾、「期待される。」の後ろぐらいに、「当委員会との関係においては」あるいは「おいても」このようなことも一案として考えられるといえれば、こちら側からお出しする、小さいかもしれませんが、提案の一つですということになるのではないかなと感じた次第です。

○山本委員長　小塚委員がおっしゃるように、この事項は通販自体の契約の中身では、全く周辺的な事項です。ただ、通販に関する現行特商法の規律でも、広告表示項目として支払い方法というのがあって、現金で払いますか、クレジットで払いますか、クレジットだったら何回払いですかとか、そこはちゃんと表示しなさいよというルールがあります。そのところにいま問題となっている事項を入れられないかという話なのです。

この委員会では、どちらかというところ、これをなるべく残す方向でという意見が今のところ

ろ強いような感じですが、小塚委員がおっしゃったような修文をすることで、通販の本体のほうの対応と、この委員会に関係する部分の対応ということで分けて書くということも一案かなと考えます。

それから、苦情を申し出る消費者は表示しても読んでいないという議論をするのです。しかし、我々は苦情を言わないで助かっている人のデータは何ももっていないのです。表示があっても読まないという議論は、消費生活相談の窓口ではそれしか把握できないというだけのことで、助かっているというデータはないわけだから、そここのところを見なければいけないと思います。

それから、消費者苦情にしても、苦情はわかるのだけれど、苦情を言わない消費者、いろいろな利便性を得ている人たちは物を言わないのです。我々委員会はそのもしっかり吸い上げて検討するという意味でいろいろな識者の方に集まっていたいただいてこれまで議論してきたかと思しますので、この問題になると途端に読まないではないかという議論をされると、ちょっと変かなと感じました。

済みません。議長が余計なことを言いました。

では藤原委員。

○藤原委員　本日の最終案は非常にバランスのいいものができたと思って、ずっと黙っていたのですが、議論になりましたので一言申し上げます。

これは要するに情報による誘導施策の一つですが、確かに周辺であるというのは今のご意見のとおりですが、周辺であっても多様な情報があつて悪いという話にはならないわけですので、まさしく委員長がおっしゃったとおりで、多様な選択を助けるための一助として情報が豊富にあったほうがいいわけで、書きぶりをどうするかは工夫があるのかもしれませんが、ここでの趣旨そのものには、私も二村委員と一緒に、何の問題もないと思います。

○山本委員長　ありがとうございます。

ほかに、ございますか。

「期待される」ということなので、こちらが期待しても、期待どおりになるかどうかはいずれ特商法の見直しの議論で決まることです。「期待する」という程度であれば、多数の意見に従い、かつ、小塚委員のご提言に従って書くという方向でいかにかということで、さらに検討させていただきます。

ほかの点でも構いませんので、ご意見等がございましたらご発言いただきたいと思いま

す。

特にございませんでしょうか。

それでは、さまざまな角度から最後の最後まで貴重なご意見を賜りましてありがとうございました。本日いただいた修文のご提言に係る部分につきましては、本日の議論の中でほぼ整理ができたものもありますし、また、全体の構造などを見てさらに表現振りにつき検討させていただきたい点もございます。ただ、今回の提言は、全体としてはクレジットカード取引の構造変化に対応しつつ、なおかつ消費者問題への対応というものを視野に入れて、かなり重要な改正を提言するという内容であり、なおかつ、規制レベルとしては今回も規制強化であることは明らかであります。その意味で平成20年以降の変化も受けて右肩上がり規制が強化されているなという印象は否めないところであります。

具体的にはマンスリーにつきアクワイアラーの加盟店調査、P S Pを規制に取り組む、加盟店調査、苦情対応体制整備義務の規制レベルは全く純増で、規制が強化されたところでもあります。ですのでイシューアについていろいろなご意見があったところではありますが、その規制強化ということを見て、全体のパッケージで見ると、ほぼ委員の皆様共通のコンセンサスは得られたのではないかと思います。

そしてイシューアの問題については、今回アクワイアラーについてマンスリーも含めて措置するということは、イシューアのとらえ方と理論的に連動しているところでありますので、簡単ではないと思いますが、「現時点においては」と書いています。もともと我々がここで何を決めようと「現時点においては」なのですね。5年後に何が起こるかはわからない話で、書かなくても「現時点においては」なのです。しかし、あえて書いてあるということは、イシューアとの関係でいろいろなご意見を賜ったことが反映されているとご理解いただければと思います。

ということでもありますので、さらにご意見がないということであれば、一応予備日としてもう1回予定はしているのですが、できましたら、今後、事務局とも本日のご発言内容を精査させていただいた上で必要な修正をさせていただくということで、とりまじめは私にご一任いただければありがたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○山本委員長　ありがとうございます。それではそのように対応させていただきたいと思っております。

それでは、ここで寺澤商務流通保安審議官から一言ご挨拶を申し上げます。

よろしく申し上げます。

○寺澤商務流通保安審議官　　商務流通保安審議官の寺澤でございます。昨年の9月から、本日で13回、10か月という非常に長い審議期間のご審議、心より御礼を申し上げます。

先ほど委員長からもお話がございました。今回の提言というのは非常に意義が大であると思っています。いろいろありますけれども、最近ネット関係ではいろいろな悪質加盟店がふえてきている問題に対して、加盟店に対する調査義務を位置付ける、これも非常に新しい試みでございます。また、クレジットカードの取引が変わってきてアクワイアラーとかP S Pが出てくる、そういう構造変化に対応して、それを法律上ちゃんと位置付けて、登録制も導入し、国内の加盟店と取引がある限りにおいては海外のアクワイアラー等々も視野に入れるということ、これも非常に新しい取組だと思います。

また、昨今はデータ漏えいがいろいろ報道されている中で、今回データ保護についても義務を強化していくということで、いろいろな観点から見ても今回のご提言というのは、今我々が直面している問題に対応し、さまざまな変化に対応した、非常に大きな意味をもつものだと考えている次第でございます。

今回の提言、法律整備にかかわるものが相当ございます。今後、法制化に向けた作業は鋭意進めていきたいと思っております。また、今日の議論にもありました、すべての問題が法規制で決まるわけではなくて、特にクレジットの世界は実務的な対応というのが非常に大きいということだと思います。特にセキュリティ関係では、クレジット取引セキュリティ対策協議会とか、今日お集まりの関係事業者の方にも入っていただいておりますが、そうした取組も含め、国民生活センターとか関係機関との連携も含め、狭い意味の法律だけではなくて、ソフト・ローという話もございましたけれども、幅広い関係者による対応、これはしっかりやっていかなければいけないなと思っていますので、法制化に向けた準備とあわせて、広い意味で、実体面での実務的な対応というのも強化していきたいと考えている次第でございます。

もちろん、具体化に向けて時間を要するのも事実でございます。また機会をとらえて、委員長を初め委員の方、オブザーバーの方にも適宜報告させていただきますが、特に法整備面については、しかるべきタイミングでこの小委員会で改めて法整備の状況についてご報告をさせていただきたいと思っております。

いずれにしましても、本当に長い期間ご審議いただきまして、確かに非常に難しい問題

についてご議論いただきまして、ありがとうございます。山本委員長を初め委員の皆様方、オブザーバーの皆様、また傍聴されている方も含めて、本当におつき合いいただきましてありがとうございます。文言調整がこれからありますが、いただきました提言を受けましてしっかりと法整備を進め、実務面での対応にしっかり努めていきたいと思っております。本当にありがとうございました。

○山本委員長　それでは、最後に事務局から事務連絡をお願いいたします。

○苗村商取引監督課長　ありがとうございました。本報告書（案）につきましては、本日いただいたご指摘を踏まえて必要な修正を行い、山本委員長と相談の上、確定させた後、委員各位にご送付するとともに、ホームページで公表することとさせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございました。

○山本委員長　それでは、これをもちまして割賦販売小委員会の第13回を閉会いたします。長期間にわたりましてご協力を賜りまして、誠にありがとうございました。

——了——